

令和7年度

第3回コミュニティ・スクール (地域運営協議会制度) 資料



南城市立馬天小学校

令和8年2月17日 (火)

資料

目次

- (1) 日程及び会順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 担任及び公務分掌表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 令和8年度コミュニティ・スクール年間活動計（案）・・・・ 3
- (4) 学校と地域が共有する教育目標達成のための活動・・・・ 4
- (5) CS・学校運営協議会規則・要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (6) 次年度年間行事計画等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

- 学校評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (別紙)



第3回学校運営協議会

と き	令8年 2月17日(火)	10:35~12:20
と ころ	馬天小学校会議室 等	
参加者	学校運営協議会委員、校長、教頭、教務主任	

司会：教頭

記録：教務主任

【進行】

- 1 はじめのことば・・・・・・・・・・・・・・・・司会
- 2 校長あいさつ ・・・・・・・・・・・・・・・・校長
- 3 日程説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・司会
- 4 授業参観（10:50~11:20）
- 5 説明・話し合い（11:25~12:15）
 - (1) 学校評価の結果について
 - (2) 馬天小学校 次年度年間行事計画の説明等
 - (3) 各自治会の次年度の活動計画等につて（情報共有）
 - (4) CS委員（各自治会・PTA会長）からの意見・質問
- 6 お礼のことば・・・・・・・・・・・・・・・・教頭

終了（12:20）

ランチミーティング 12:25~12:55



	学年・組		担任名	分掌内容			基本時数	勤務数	
	○:学年主任			主任等	教科	委員会			クラブ
1	校長		瀬底 正栄	学校経営		/	/	3	
2	教頭		東恩納 盛仁	校長補佐、学校運営、渉外、地域連携		/	/	2	
3	1年	①	佐久本 香織	幼保小連携	生活	保健副	○	25+ク	5
4		2	岸本 可奈子	安全教育、道徳推進教師	道徳	給食副	○	25+ク	1
5	2年	①	玉城 花奈	生徒指導 (副スクリーニング)		/	○	26+ク	2
6		2	金城 なつこ	福祉教育、教科書副		美化主	○	26+ク	1
7	3年	①	仲本 美由紀	地域連携、人権教育	総合	生活主	/	28-音	1
8		2	城間 佳奈子	児童会主任、コンプライアンスリーダー	特活	児童会	/	28-音	2
9	4年	①	與那嶺 千晴	校内初任者指導、委員会担当	国語		○	29-理-音+ク	2
10		2	山本 杏夏	掲示教育		/	○	29-理-音+ク	1
11	5年	①	城間 麻喜	キャリア教育、カリマネ担当	算数	生活副	○	29-理-英語-音+ク	4
12		2	米須 清貴	6年総合、平和教育	外国	児童会副	○	29-理-英語-音+ク	7
13	6年	①	玉城 翔	研究主任	社会	体育副	○	29-理-英語-音+ク	5
14		2	城間 喬啓	体育主任	体育	体育主	○	29-理-英語-音+ク	3
15	特別支援学級	ハル①	野原 麻美	食育(給食)主任、教科書、配置1年		給食主	○	〈1・3・6年〉+ク	2
16		ハル②	宮城 望	情報・視聴覚主任、配置6年		放送主	○	〈2・3・6年〉+ク	3
17		ハル③	豊里 友文	環境教育・整備主任、清掃副担当、配置6年		栽培主	○	〈4・5・6年〉+ク	4
18		なかよし	幸地 絵莉	教育相談(スクリーニング)、配置4年		図書副	○	〈2・3・4・5・6年〉+ク	1
20		はーと	高良 典子	特支主任、清掃担当、配置6年 特別支援副コーディネーター(支援員・就学)		栽培副	○	〈6年〉+ク	1
21	通級指導 ①		水城かおり	図書館教育担当、配置2年	図工	図書主	○	28+ク	6
22	通級指導 ②		屋我 海里	特別支援コーディネーター、配置4年	家庭	放送副	○	28+ク	3
23	通級指導 ③		大宜見さつき	配置6年、初任研後補充		給食副	○	28+ク	1
24	理科		宮城 大二郎	教務主任、学推主任、補充計画、配置5年	理科	/	/	6年	2
25	養護教諭		富山 智子	保健主事・衛生推進・清掃担当(清掃用具等)		保健主	/		3
26	音楽専科		具志堅真喜子	文化・文芸担当、クラブ、配置3年	音楽	美化副	○	3~6年+ク	2
27	英語専科		吉田 朝子	5年・6年英語(火・木) ※佐敷小と兼務	外国副	/	/	5年6年英	2
28	図書館司書		具志堅はずき	図書館司書事務					1
29	県費事務		永井 なな子	給与、旅費、転入手続き					1
30	県費事務加配		島袋 茉莉	就学援助、服務					1
31	初任者指導		城田 由勝	初任者指導(水) 佐敷小と兼務					2
32	市事務		江川 亮子	教育予算、用務・湯茶接待					1
33	学習支援員		崎原 盛博	3年 算数指導					1
34	支援員①		上原 ゆかり	学習・生活支援 (8:15~15:45)					4
35	支援員②		伊差川 知美	学習・生活支援 (8:15~15:45)					4
36	支援員③		宮城 学	学習・生活支援 (8:15~15:45)					1
37	支援員④		諸見里 幸樹	学習・生活支援 (8:15~15:45)					2
38	ALT		草川 真代・マコ	火、木:午前(1~3)					1
39	ALT		矢田沙織・エイ	火・木(午前)					1
40	ALT		Motomi・モトミ	木					1
41	PTA事務		瀬底 いそみ	PTA事務(書記・会計)					4
42	教育相談員		山内 庸子	教育相談員(木曜日9:00~12:00)					4
43	SC		池原 あさみ	(水曜日 13:20~15:20)					5
44	SSW		宮城 勝枝	(木曜日 9:15~12:15)					8
45	SSS		南 美和	スクールサポートスタッフ 事務関連及び印刷等					4

令和8年度コミュニティ・スクール年間活動計画(案)

馬天小学校

実施時期	計 画 事 項	
月 日	学校運営協議会	学校の主な行事等
4月8日(月)		令和8年度始業式
4月9日(火)		令和8年度入学式
6月5日(水)	第1回学校運営協議会(学校の授業参観に合わせて開催) ○委員自己紹介、委嘱状交付、授業参観、学校経営説明、 年間活動計画説明、質疑応答 各自治会主な活動予定等について	
7月 日()	佐敷中校区合同CS	
7月15日(水)	各支部子ども会 : ラジオ体操等について	
7月17日(金)		1学期終業式
8月31日(月)		2学期始業式
10月6日(火)	第2回学校運営協議会(ランチミーティングも予定)	
11月9日(土)		第45回運動会
12月25日(金)		2学期終業式
1月6日(水)		3学期始業式
1月24日(日)		南城市教育の日
2月10日(水)	第3回学校運営協議会(学校の授業参観に合わせて開催) ○授業参観、職員・児童・保護者評価説明 年間活動振り返り、次年度計画、質疑応答 (ランチミーティングも予定)	
3月18日(木)		卒業式

※学校運営協議会の委員メンバーについては、本校校区の地域や住民の実情や課題を知っており、地域を取りまとめて学校との連携が効果的にできる5支部の区長、自治会長に令和9年3月までに

依頼し、承諾を取り付けるものとする。これに、学校側から校長、地域連携担当職員、保護者代表として、PTA会長、合わせて7名で構成することとする。

※学校運営協議会会長は、5区長の輪番制で置く(南城市学校運営協議会規則第12条協議会に、会長及び副会長を置く)。津波古→新開→新開団地→新開第二団地→小谷の順で会長とする。

R7学校と地域が共有する教育目標達成のための活動

～緩やかな連携～

分担

学校教育

- 1 年交通安全教室 (馬天自動車学校)
- 佐敷干潟観察会
- 校内植物観察会
- 2年「探検にでかけよう」
- 地域の自然・公共施設・史跡を訪ねる・お店調査
- ふるさと教育
- ・3年「南城市探検」
- 小谷まーい・津波古伝統芸能・「福祉」：高齢者体験・ボッチャ教室：南城市・県身体障がい者福祉協会
- ・かねひでスパー見学

- ・3年「伝統芸」
- 津波古伝統芸能学習会
- 4年佐敷干潟学習会
- 「棒術指導」
- 津波古棒術保存会
- 「空手指導」
- 嶺井空手道場
- 「お仕調査隊」
- 地域の8事業所参加
- ・5年「エイサー」指導
- 平和学習・講話
- 福祉講話・人権教育
- ・6年「エイサー」指導
- 平和学習・講話
- 地域の歴史

- 子ども会活動
- ・夏休みラジオ体操
- 公民館
- 夏休み学習会&軽食
- 地域への情報発信
- ・HPで情報発信
- ・学校便りの公民館掲
- 示板への掲示等
- スクールガード
- 民生委員・児童委員
- 校内書初め会講師
- クラブ活動講師

- 伝統行事
- ・馬天ハーリー・豊年祭
- 伝統芸能
- ・棒術・獅子舞・エイサー・三線等

- PTA：読み聞かせ
- ・馬天文学賞
- ・PTA学年レク
- ・キンボール交流会
- ・PTA作業等
- ・朝の立哨

- 音楽：体験教室
- 茶道：琴等の講師

学校だけで行う活動

- 地震・津波広域避難訓練

連携

- 公民館活動
- ・津波古秋祭り
- ・だるまさんがころんだ大会
- ・馬天フレンドパーク
- ・新開団地運動会や夕涼み会
- ・新開運動会や夕涼み会
- ・夏休みの作品展
- ・小谷イルミネーション
- ・防災講演&防災キャンプ
- 社会貢献活動
- ・さしちぬ会
- ・花さかす会

- 伝統行事
- ・馬天ハーリー・豊年祭
- 伝統芸能
- ・棒術・獅子舞・エイサー・三線等

社会教育・地域活動・家庭教育

- 児童館
- ・ひまわり児童館
- 放課後児童クラブの活動
- ・新里学童
- ・第二風の子学童
- 地域のスポーツ
- ・馬天スターズ・馬天ロケッツ
- ・佐敷JSC
- ・嶺井空手道場
- ・道心館
- 文化クラブの活動
- ・新里春加琉舞研究所

- 幼小連携
- ・馬天保育園・新開保育園
- ・さしき保育園
- ・めばえ保育園
- ・佐敷こども園・めだか保育園

地域や家庭だけで行う活動

1年

佐敷干潟観察



2年

たんけんに出かけよう



3年生

「馬天のじまんを
みつけよう」



4年

防災講話・棒術・空手



5・6年

エイサー



(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定により設置される学校運営協議会(以下「協議会」という。)の運営について、南城市学校運営協議会規則(令和3年南城市教育委員会規則第〇号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置の申請等)

第2条 協議会を置こうとする学校(以下「対象学校」という。)の校長は、南城市学校運営協議会設置申請書(第1号様式)を教育委員会に提出するものとする。この場合、2以上の対象学校について一の協議会を置こうとするときは、各学校の校長の連名による申請により行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により提出があったときは、当該提出の日から30日以内に南城市学校運営協議会設置通知書(第2号様式)により当該校長に通知するものとする。

(委員の任命)

第3条 規則第8条第1項の規定による推薦は、南城市学校運営協議会委員推薦書(第3号様式)により行うものとする。

(報酬)

第4条 委員の報酬は、年額12,000円とする。

2 規則第9条の規定により解任した委員の報酬及び規則第10条第3項の規定による補欠の委員の報酬は、前項に規定する年額の月割計算とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(児童又は生徒の意見)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、当該対象学校の校長の同意を得て、当該対象学校の児童又は生徒の意見を参考とすることができる。

(学校運営状況評価)

第6条 協議会は、当該対象学校の運営状況について、南城市学校運営状況評価表(別表)に基づき毎年度1回以上評価を行うものとする。

(会議録)

第7条 協議会は、会議の内容を記録し、公表するものとする。ただし、協議会が特に定める場合は、この限りでない。

(意見の申出)

第8条 協議会は、教育委員会に対し法第47条の5第6項に規定する意見の申出を行うときは、南城市学校運営協議会意見申出書(第4号様式)により行うものとする。

(委員の解任)

第9条 教育委員会は、委員本人から南城市学校運営協議会委員辞任届(第5号様式)が提出されたとき又は規則第9条各号の規定に該当するときは、委員を解任するものとする。

2 教育委員会は、委員の解任を行ったときは、南城市学校運営協議会委員解任通知書(第6号様式)により当該協議会の会長に通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

○南城市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき南城市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校が掲げる教育目標の実現に向け、一定の権限及び責任を持って学校運営に参画することにより次に掲げる事項の達成を目指すものとする。

- (1) 当該学校の所在する地域の住民、当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者等(以下「地域住民等」という。)が学校との連携の下、目標を共有し、責任を分かち合い、協働して児童及び生徒の育ちに関わる学校及び地域の風土が醸成されること。
- (2) 学校、家庭及び地域の教育力が向上することにより、児童及び生徒の豊かに生きる力が育成されること。
- (3) 地域住民等と学校との信頼関係が深まることにより、地域に開かれ、地域が支え、信頼される学校となること。

(設置)

第3条 南城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条各号に掲げる事項を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を設置するときは、対象学校(法第47条の5第2項第1号の対象学校をいう。以下同じ。)の校長に対してその旨を通知する。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、毎年度、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、対象学校の校長は、第1項の承認が得られない場合においては、協議会の委員の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができるものとし、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合において、当該措置は、当該対象学校の校長が作成した基本的な方針について協議会の承認が得られるまでの間、その効力を有するものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に規定する協議会の目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を經由し沖縄県教育委員会に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が法第37条第1項に規定する県費負担教職員であるときは、教育委員会を經由するものとする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は沖縄県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的のため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に係る情報を、地域住民等に対し積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解を深めること。

(2) 対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命する。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) 関係行政機関の職員

(8) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

2 委員の定数は、各対象学校につき8人以内(2以上の学校について一の協議会を置く場合にあつては15人以内)とし教育委員会が当該対象学校の校長と協議して定める。

3 委員は、市の非常勤特別職職員としての身分を有する。

(委員の義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。

(3) その他協議会又は対象学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の辞職等により、新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員を解任することができる。

(1) 第9条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

(2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任することを相当とする事由があるとき。

2 教育委員会は、前項各号のいずれかに該当すると認めたことにより委員を解任しようとする場合において、当該委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

(会長、副会長及び専門員)

第12条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、年2回以上開催しなければならない。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第5条第1項又は第2項の規定による意見の申出に関する議事は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

5 協議会の議事について個人的に利害を有する委員は、当該議事に関して議決権を有しないものとする。

(協議会の庶務)

第14条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営に関し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

3 対象学校の校長及び教育委員会は、協議会が適切な活動を行えるよう、協議会に対する情報の提供及び説明に努めるものとする。

(補則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。